

## 1 目的

### (1) 働き方改革の推進

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂 2014』（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、富山県内の企業トップへの働きかけや気運の醸成を図る。

### (2) 正社員転換・待遇改善の実現

正規雇用労働者数が 8 か月連続で増加し、不本意ながら非正規の職に就いている者が減少傾向にあるなど、雇用情勢については着実な改善が見られる。少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環を更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングを捉え、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが重要である。

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015』においても、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれた。

厚生労働省において、平成 27 年 9 月 25 日に厚生労働大臣を本部長として、第 1 回「正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「本省本部」という。）が開催され、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善対策の実施に向けた経済界への要請、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」及び「不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン」の実施並びに「正社員転換・待遇改善実現プラン（5 年計画）」の策定を内容とする「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を取りまとめ、今後、省を挙げて緊急対策に取り組んでいくこととされたところである。

こうしたことから、都道府県において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、「地域プラン（地域計画）（仮称）」の策定等

や、地域の経営者団体等に対する働きかけや気運の醸成を図る。

## 2 設置

働き方改革の推進と、正社員転換・待遇改善の実現に向け、富山労働局に、「富山労働局働き方改革推進、正社員転換・待遇改善実現本部」(以下「本部」という。)を設置する。

## 3 構成メンバー

本部長 富山労働局長

副本部長 富山労働局総務部長、労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長

本部員 富山労働局労働基準部監督課長、職業安定部職業安定課長のほか、富山労働局長が指名した者をもって充てる。

## 4 実施内容

### (1) 働き方改革の推進

働き方改革の推進のための取組方針の決定

働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ

働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

その他働き方改革の推進のために必要な取組

### (2) 正社員転換・待遇改善の実現

正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組方針の決定

正社員転換・待遇改善の実現に向けた地域の経営者団体等に対する働きかけ、気運の醸成

正社員転換・待遇改善の実現に向けた「地域プラン(地域計画)(仮称)」の策定等

その他正社員転換・待遇改善の実現ために必要な取組

## 5 会議

富山労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

## 6 庶務

本部の庶務は、上記4(1)に係るものについては富山労働局労働基準部監督課、上記4(2)に係るものについては職業安定部職業安定課において処理し、双方にまたがるものについては共同してこれを行う。

## 7 附則

本要綱は、平成27年10月16日から施行する。

これに伴い、富山労働局働き方改革推進本部設置要綱は廃止する。